

## こうこうの里料金表（入居）

介護度	サービス費 *加算を含む 1日あたり(単位)	1割自己負担 30日(円)	食費30日 1,520円/日	おやつ30日 100円/日	居住費30日 2,110円/日	日常生活費30日 190円/日	合計(4段階)		3段階②	3段階①	2段階	1段階
									食費1,360円	食費650円	食費390円	食費0円
							1割負担	2割負担	居住費1,370円	居住費1,370円	居住費880円	居住費880円
介護1	889	27,100	45,600	3,000	63,300	5,700	144,700	171,800	117,700	96,400	73,900	34,410
介護2	970	29,500					147,100	176,600	120,100	98,800	76,300	34,410
介護3	1,055	32,100					149,700	181,800	122,700	101,400	78,900	34,410
介護4	1,138	34,700					152,300	187,000	125,300	104,000	81,500	34,410
介護5	1,218	37,100					154,700	191,800	127,700	106,400	83,900	34,410

現在算定している加算	単位数
夜勤職員配置加算Ⅱ	46 単位/日
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 単位/日
協力医療機関連携加算(1)	100 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14.0 %

※1単位：10.14円

対象者のみ算定の加算	単位数
初期加算	30単位/日
外泊時加算	246単位/日
経口維持加算Ⅰ	400単位/月

実費料金項目	金額
生活用品の立替費	実費
買い物代行手数料	200円/回
理美容代	2,200円/回
電気料金（電化製品を居室に設置される場合）	500円/月
特別なお食事代	実費
医療費・薬代・健康管理費	実費
契約終了後の荷物の保管料	1,000円/日
エンゼルケア費用	10,000円

認定要件

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者</li> <li>生活保護受給者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金等が<b>1,000万円以下の方</b>（夫婦で<b>2,000万円以下の方</b>）</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金等が<b>650万円以下の方</b>（夫婦で<b>1,650万円以下の方</b>）</li> </ul>
第3段階(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が<b>80万円超120万円以下の方</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金等が<b>550万円以下の方</b>（夫婦で<b>1,550万円以下の方</b>）</li> </ul>
第3段階(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が<b>120万円を超える方</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金等が<b>500万円以下の方</b>（夫婦で<b>1,500万円以下の方</b>）</li> </ul>
第4段階(非該当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方</li> <li>本人が市民税課税の方</li> <li>配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方</li> </ul>

負担限度額表

	食費	居住費
第1段階	300	880
第2段階	390	880
第3段階①	650	1,370
第3段階②	1,360	1,370
第4段階	1,520	2,110

※年金収入額は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。

※世帯分離をしていますが、配偶者が住民税課税者の場合は対象外です。